

涌谷町監査委員告示第1号

地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき町長から求められた職員の賠償責任に関する監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同法第199条第9項及び第10項の規定により公表する。

平成31年2月22日

涌谷町監査委員 遠 藤 要之助

同 後 藤 洋 一



涌 監 第 6 4 号
平成 31 年 2 月 22 日

涌谷町長
大橋信夫 殿

涌谷町監査委員 遠藤 要之助
同 後藤 洋一

職員の賠償責任に関する監査請求に基づく監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（以下「法」という。）第 243 条の 2 第 3 項の規定に基づき、平成 30 年 12 月 28 日付け涌総第 1299 号により涌谷町長から監査請求のあった職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定について、監査した結果を次のとおり報告します。

記

1 請求の要旨

公金の収納業務において会計課職員及び税務課職員の任命を受けている職員について、会計管理者及び会計員、徴税吏員として公金を適切に管理する上での過失から 2 度にわたり現金を紛失する要因となり、町に損害を与えたと認められることから法第 243 条の 2 第 3 項の規定に基づき、町長から賠償責任の有無及び賠償額の決定について監査を求められた。

2 監査実施期間

平成 31 年 1 月 11 日から平成 31 年 2 月 21 日まで

3 監査の実施方法

監査請求に基づき損害の事実及び賠償責任の有無を審査し、損害賠償額を決定するため、関係課に対し資料の提出を求め関係資料を精査するとともに、平成 31 年 1 月 17 日・18 日監査委員室において、関係職員として公金亡失当時の会計管理者兼会計課長、会計課会計班長、税務課長、税務課課長補佐兼納税班長、税務課納税班主幹、税務課納税班再任主査から事情を聴取し、資料収集を行い、これらの調査に基づいて不当な公金の亡失及び保管に係る事実確認と損害賠償額を認定する方法で監査を実施した。

4 事実関係の確認

本件監査請求の要旨及び提出された資料並びに関係職員の事情聴取に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 平成29年7月3日 現金140,000円の紛失

会計課では、平成29年7月3日午後4時30分過ぎの日ごとのレジスター精算時において、レジスターのレシート集計額と納入済通知書の集計額は一致していたが、現金収納額140,000円が不足していることが発覚した。すぐにレジスターのレシートと納入済通知書を確認したところ、不足している140,000円と同額を預かり、納付された固定資産税（延滞金、督促手数料含む。）（以下「固定資産税等」という。）を発見した。同額の収納は、この1件だけだったため、納付した際に担当した税務課納税班の職員に確認したところ、間違いなく現金を受け取ったということから、レジスター周辺及び会計課、税務課納税班内を確認したが発見できなかった。そのため、固定資産税等134,500円と渡し済み釣り銭5,500円の合計140,000円が不足していることから、当日の処理として、数年にわたり保管していた過大収納金として当日保有していた105,417円と会計管理者兼会計課長が30,000円、会計課会計班長が4,583円をそれぞれ補填し、収納扱いとした。

会計課のレジスターの管理責任者は会計管理者だが、会計課職員は、納付書持参の方の税金、各種使用料等の収納を行い、納付書を持ってこない方の税金、分納の収納については、税務課の職員が1人で対応し、レジスターに入金することが多々あった。

（公金亡失内訳）

①固定資産税等	134,500円
②渡し済み釣り銭	5,500円
合 計	140,000円

（補填内訳）

①過大収納金	105,417円
②会計管理者兼会計課長	30,000円
③会計課会計班長	4,583円
合 計	140,000円

(2) 平成30年3月6日 現金171,000円の紛失

会計課では、平成30年3月6日午後4時30分頃、日ごとのレジスター精算時において、レジスターのレシート集計額と納入済通知書の集計額は一致していたが、現金収納額171,000円が不足していることが発覚した。レジスターのレシートと納入済通知書を確認したところ、不足している171,000円と同額を預かり、納付された固定資産税等を発見した。同額の収納は、この1件だけだったため、納付した際に担当した税務課納税班の職員に確認したところ、間違いなく現金を受け取ったという

ことから、レジスター周辺及び会計課、税務課内を確認したが発見できず、納入した方にも電話で確認したところ、確かに納入したとの回答であった。そのため、固定資産税等 170,600円と渡し済み釣り銭 400円の合計 171,000円が不足していることから、当日の処理として、現金がないため固定資産税等 170,600円は未納として処理し、渡し済みの釣り銭 400円は、保管していた過大収納金の中から補填した。

会計課のレジスターの管理責任者は会計管理者だが、会計課職員は、納付書持参の方の税金、各種使用料等の収納を行い、納付書を持ってこない方の税金、分納の収納については、税務課納税班の職員が1人で対応し、レジスターに入金することが多々あった。

(公金亡失内訳)

①固定資産税等	170,600円
②渡し済み釣り銭	400円
合 計	171,000円

(対応内訳)

①固定資産税等 未収金扱い	170,600円
②渡し済み釣り銭 過大収納金から補填	400円
合 計	171,000円

平成29年7月3日にも同じような状況で収納した140,000円が紛失していることから、翌日、3月7日に当時の会計管理者兼会計課長と税務課長が2件の公金の紛失について副町長、総務課長に報告した。その際、レジスター周辺、会計課、税務課内を再度確認し、発見できなかった場合は、盜難の疑いがあるため遠田警察署に被害届を提出するよう指示があった。会計課職員、税務課職員で再度確認したが発見に至らなかったため、盜難の疑いがあるとして、会計管理者兼会計課長が遠田警察署に被害届を提出了。

以上のとおり事実関係を確認した。また2度にわたり会計課のレジスター内から公金が亡失したが、財務規則第176条第2項に「保管にかかる現金等を亡失、または損傷したときは、直ちに亡失、損害報告書を作成し、所属の課長等及び会計管理者を経て町長に提出しなければならない。」と規定されているが、平成29年7月3日の現金140,000円を亡失した際には、会計管理者兼会計課長から町長への報告がなされておらず、会計課内のみで処理されていた。平成30年3月6日に171,000円の現金を亡失した際には、当日中の町長への報告は行わず、翌7日に会計管理者兼会計課長と税務課長が平成30年3月6日に公金を亡失したことについての報告を行い、その後、会計管理者兼会計課長から、平成29年7月3日にも現金140,000円を亡失し、数年にわたり保管していた過大収納金として当日保有していた105,417円と会計管理者兼会計課長が30,000円、会計課

会計班長が4, 583円をそれぞれ補填し、収納として処理したことを副町長と総務課長に口答で報告した。この際、副町長から補填の方法が正規の手続きではないことから、今後はこのような補填はしないよう指示があり、報告が遅れたことについても、今後は速やかに報告を行うよう口答で会計管理者兼会計課長を指導した。報告後、平成30年3月7日付けで平成30年3月6日の現金亡失について、会計管理者兼会計課長名で顛末書を作成し、町長に報告しているが、平成29年7月3日の現金亡失についての報告書は、既に補填済のため、この時点では作成されていない。その後、平成30年9月13日付けで平成29年7月3日の公金亡失について、前会計管理者兼会計課長名で報告書を作成し、町長へ報告したことを確認している。

(事実関係確認事項一覧)

①平成29年7月3日

140, 000円を亡失したが、会計管理者兼会計課長の判断により公金等により補填し、会計課内で処理。町長への報告なし。

②平成30年3月6日

171, 000円を亡失したが、町長への報告なし。

③平成30年3月7日

- ・ 会計管理者兼会計課長と税務課長が、平成30年3月6日に公金を亡失したことについて、副町長、総務課長へ報告
- ・ 会計管理者兼会計課長から平成29年7月3日にも140, 000円の公金を亡失したが、過大収納金105, 417円と会計管理者兼会計課長が30, 000円、会計課会計班長が4, 583円をそれぞれ補填し、収納として処理したことを副町長、総務課長へ報告
- ・ 平成30年3月6日の公金亡失に関する財務規則第176条第2項の顛末書を会計管理者兼会計課長が町長へ提出

④平成30年9月13日

平成29年7月3日の公金亡失に関する財務規則第176条第2項の報告書を、前会計管理者兼会計課長名で作成し、町長へ提出

5 監査の結果

(1) 損害を与えた事実の有無について

本件事実確認のため、対象となる職員からの事情聴取のほか担当部局から提出された調査資料である財務規則第176条第2項の報告書等、会計課収納金盗難事件の検査状況報告書、公金亡失時のレジスターのレシート、公金を亡失したと思われる固定資産税等の納付書、会計課過誤収納状況一覧表などに加え、認定第2号平成29年度一般会計決算書により証拠書類との照合作業を行った。

その結果、亡失した公金の金額は、2回とも固定資産税等の納付書と渡し済みの釣り銭を合計した金額と同額であることが確認された。

このことについては、2回とも固定資産税等を受け取った税務課納税班の職員から、亡失した同額の納付金を受領し、確かにレジスター内に納入し、釣り銭を納税者に渡したことを見認している。

しかしながら、認定第2号平成29年度一般会計決算書において、平成29年7月3日に亡失したが補填されていた公金140,000円の内、補填にあてられた過大収納金105,417円は雑入へ組み入れられ、会計管理者兼会計課長が補填した30,000円と会計課会計班長が補填した4,583円の合計34,583円は弁償金に組み入れられた。

また、平成30年3月6日に亡失した公金171,000円の内、固定資産税等170,600円は、未収金扱いとして処理されていたものを固定資産税等として歳入に組み入れられ、渡し済みの釣り銭400円は、過大収納金から立替えられていたが、平成30年3月31日に遡及し、雑入に組み入れられ、ともに再認定されることにより、歳入が311,000円増となり、現金が311,000円不足となっていることから、当職は主に固定資産税等が亡失したものと判断し監査を行うこととした。

このことから、財務規則第176条第2項の報告書等及び認定第2号平成29年度一般会計決算書に基づき、入金遅延の事実確認及び入金遅延日数を算出し、遅延利息が発生していることによる損害の算定を行った結果、公金亡失事案に関して、本監査請求のとおり町が損害を被った事実が認められた。

(認定第2号平成29年度一般会計決算書歳入事項別明細書表中)

①平成29年7月3日に公金等で補填済みの140,000円が、以下のとおり組み入れられ歳入が増額となった。

20-5-5-1 雜入	過大収納金立替金 105,417円増
20-5-6-1 弁償金	職員立替金 34,583円増
合 計	140,000円増

②平成30年3月6日の公金亡失により未収金としていた固定資産税と過大収納金から立て替えた釣り銭を以下のとおり組み入れ、歳入が増額となった。

1-2-1-1 現年課税分	未収金 164,500円増
13-2-1-2 徴税手数料	徴税督促手数料 400円増
20-1-1-1 延滞金	延滞金 5,700円増
20-5-5-1 雜入	立て替えた釣り銭 400円増
合 計	171,000円増

③①と②の合計額311,000円の歳入の増額が認定されたことにより、現金311,000円が不足している状況となったことから、町が損害を被った金額と認められた。

(2) 賠償責任の有無について

本件監査請求の対象となる職員は、法第243条の2第1項に規定する職員でなければならない。

具体的には同条同項により賠償責任の対象となる職員として、会計管理者、会計管理者の事務を補助する職員、資金前途を受けた職員、占有動産を保管している職員、物品を使用している職員と規定されている。

当該職員である公金亡失時の会計管理者兼会計課長は、平成28年4月1日付で、当時継続して町長から会計管理者に任命されており、会計課会計班長は、平成28年4月1日付で会計課に配属され、会計管理者の事務を補助する職員であったと認定される。税務課長は、本来であれば、現金の出納若しくは保管を行う会計管理者の事務を補助する職員であったと認定されるが、平成29年4月1日付けの辞令はあるが、実際には平成29年4月1日当時、現金取扱員の辞令は発令されておらず、公金亡失後に総務課内で税務課長への町長からの現金取扱員の辞令を失念していたことに気付き、平成30年10月15日付で起案し辞令を作成後、平成30年10月16日に平成29年4月1日に遡及した現金取扱員の辞令を税務課長に交付したことを確認している。このことから、公金亡失時には、税務課長は会計管理者の事務を補助する職員ではなかったことが認められる。

また、税務課課長補佐兼納税班長・税務課納税班主幹・税務課納税班再任主査の3名については、地方税法第1条第1項第3号並びに涌谷町町税条例施行規則第2条第3項の規定により徴税吏員証を有する徴税吏員を委任されているが、現金取扱員の辞令は発令されていないことを確認している。

以上のことから、本監査請求の対象となった職員のうち、公金亡失当時の会計管理者兼会計課長は会計管理者として、また会計課会計班長については、会計管理者の事務を補助する職員として法第243条の2第1項の規定に基づく損害賠償責任を有する職員であると認められる。

一方、税務課長については、公金亡失の事件後の平成30年10月16日に平成29年4月1日に遡及した現金取扱員の辞令が交付されたことを確認しているが、公金亡失時には発令されておらず、会計管理者の事務を補助する職員とは認められないことから、損害賠償責任を有する職員とは認められないと判断するものである。

また、公金亡失時の税務課課長補佐兼納税班長・税務課納税班主幹・税務課納税班再任主査の3名についても、徴税吏員であるが現金取扱員の辞令が発令されておらず、徴税吏員のみでは会計管理者の事務を補助する職員とは認められないことから、損害賠償責任を有する職員とは認められないと判断する。

(関係職員の辞令交付等の状況)

会計管理者兼会計課長	平成28年4月1日付け	会計管理者
会計課会計班長	平成28年4月1日付け	会計課会計班長
税務課長	平成29年4月1日付け	現金取扱員
*但し、税務課長の辞令は、総務課内において平成30年10月15日に起案し、同年10月16日に交付したものである。		

(3) 損害賠償額について

損害賠償額を算定するにあたり、町が被った損害額をまず検証すると、亡失した2度の公金の内、平成29年7月3日に発生した1回目の公金亡失については、同日の内に数年にわたり保管していた過大収納金と会計管理者兼会計課長及び会計課会計班長がそれぞれ自主的に補填したものの、認定第2号平成29年度一般会計決算書が再認定されたことにより、補填されていた過大収納金105,417円は雑入に組み入れられ、会計管理者兼会計課長と会計課会計班長が補填した34,583円は弁償金に組み入れられた。このことから、損害額は亡失した140,000円であり、損害が発生した起算日は、調定調書が作成された平成30年3月31日とする。会計管理者兼会計課長及び会計課会計班長が補填した金額34,583円については、決算の再認定において弁償金に組み入れられたが、本来であれば、本監査において賠償額等の決定後に措置されるべきものと判断されることから、既に賠償されたとみなすことはできない。

次に、平成30年3月6日に発生した2回目の公金亡失については、渡し済みの釣り銭400円は、決算の再認定において雑入に組み替えられ、平成30年3月31日付で調定調書が作成されていることを確認したことから、損害が発生した起算日は調定調書が作成された平成30年3月31日とし、固定資産税等として未収のまま補填されなかった170,600円については、公金亡失日を損害が発生した起算日とする。

以上のことから、賠償額は、1回目の公金亡失額140,000円と2回目の公金亡失額171,000円の合計額311,000円と認定した。

また、町長において損害賠償を請求する場合は、民法第404条に規定する年利率5%の遅延利息を加える必要がある。

6 結論

関係職員のうち、公金亡失当時の会計管理者兼会計課長は会計管理者として、会計班長は、会計管理者の事務を補助する職員として、不適切な公金管理により町に損害を与えたことが認められたことから賠償責任があると決定した。

一方、同じく関係する職員のうち公金亡失当時の税務課長・税務課課長補佐兼納税班長・税務課納税班主幹・税務課納税班再任主査の4名については、公金が亡失した2件の事件が発生した当時、会計管理者の事務を補助する職員とする辞令が発令されておらず、徴税吏員証のみを有する徴税吏員であり、

法第243条の2第1項に規定する職員ではないことから、賠償責任はないと判断した。

また、賠償額については、1回目の公金亡失額140,000円に平成30年3月31日を起算日として、遅延利息年利率5%を加算した金額とし、2回目の公金亡失額171,000円については、固定資産税等170,600円は亡失した日と同日の平成30年3月6日を起算日として、遅延利息年利率5%を加算した金額とし、同日補填された釣り銭400円については平成30年3月31日を起算日として、遅延利息年利率5%を加算した金額とし、その付加期間は、弁済完了までの期間とする。(表1)

なお、認定第2号平成29年度涌谷町一般会計歳入歳出決算において組み入れを行い再認定された弁償金34,583円については、本件監査請求の損害賠償額から差し引いていないことから、その取り扱いについては、貴職の判断に委ねる。

公金亡失当時の会計管理者兼会計課長及び会計課会計班長の賠償率については、会計管理者兼会計課長は会計管理者としての出納事務に関する責任は重大であることから80%、会計課長としての指揮監督義務の怠慢として12%とし、併せて92%と判断した。会計課会計班長については、掌理する事務の範囲内における事故であり、それを防止できなかった責任があることから8%と判断した。(表2)

表1

亡失月日	亡失内訳	亡失額	起算日	付加終了日	遅延利息年利率
平成29年7月3日	固定資産税等及び渡し済み釣り銭	140,000円	平成30年3月31日	弁済完了日	5%
平成30年3月6日	固定資産税等	170,600円	平成30年3月6日	弁済完了日	5%
	渡し済み釣り銭	400円	平成30年3月31日	弁済完了日	5%

表 2

	役職等	賠償責任の対象となる職員の判断	賠償率	賠償金額
1	会計管理者兼会計課長	会計管理者として賠償責任が認められる	92%	286, 120円
2	会計課会計班長	会計管理者の事務を補助する職員として賠償責任が認められる	8%	24, 880円
3	税務課長	地方自治法に基づく賠償責任は認められない	0%	0円
4	税務課課長補佐兼納税班長	地方自治法に基づく賠償責任は認められない	0%	0円
5	税務課納税班主幹	地方自治法に基づく賠償責任は認められない	0%	0円
6	税務課納税班再任主査	地方自治法に基づく賠償責任は認められない	0%	0円
合 計			100%	311, 000円

※注 損害賠償を請求する場合は、賠償金額に表 1 の各起算日から遅延利息年利率 5 % を加える必要がある。

7 監査結果に関する意見

- 本事案は地方自治体の歳入の根幹をなす町税と思われる公金亡失に関する職員賠償であり監査請求書に因れば、関係する職員は、会計課職員 2 名、税務課職員 4 名である。
- 法第 243 条の 2 第 1 項に規定する故意または過失の認定については、行政実例（昭和 25 年 9 月 21 日自行発第 225 号香川県監査委員宛）によれば、町が行うべきものであるにも拘わらず、それがなされないまま監査請求が行われたことは大変遺憾である。
このことにより、爾後の監査に大きな時間と労苦を要することになったことから、今後は、町が執るべき事務をしっかりと完遂することを望む。
- 監査結果にも述べたが、税務課職員 4 名には法第 243 条の 2 第 1 項の適用には無理があると判断したものだが、その要因は、税務課長への配置替の辞令交付の際、同時に現金取扱員の辞令を発令すべきところを失念したことであり、このことは人事担当課である総務課の重大な責任と思われる。また税務課職員 3 名については、現金取扱員の辞令を交付すべき職責を明確にしていなかったことから徴税吏員証のみが交付されていたことであり、今後検討すべきと思料される。

- 税務課職員4名については、法上の賠償の責は問えないが、その職責を鑑みるに、本事案のような事件発生防止策を常に探求し、事件の未然発生に努めなければならないものと思料されるとともに、常に納税者より預かつた収納金を完全に収納すべき責任（民法第400条の善管注意義務）があると思料されるが、聴聞調査等においても一部の職員にその職責を全うしているという点に疑問を持たざるを得ない職員も確認された。因って不法行為による損害賠償（民法第709条）の請求は可能と思われる所以検討されたい。
- 現在はレジスターの取り扱いも一定の改善が見られ、また、再発防止策が検討されているところではあるが、今後は、役場の全職員に、これらの再発防止策の徹底を図ることが何より肝要であるとともに、更なる倫理観の徹底を図り、二度とこのような不祥事が起こることのないよう強く要望する。